

# 端末設備等規則及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正について

平成 23 年 3 月  
総務省総合通信基盤局  
電気通信技術システム課

## I. 改正の背景

従来のアナログ電話サービスと同様の電話番号（0AB～J 番号）を用いた IP 電話サービスは、加入者が 1,617 万（平成 22 年 9 月末）に達するなど、アナログ電話サービスや携帯電話サービスに並ぶ主要な電話サービスへと発展している。

このような中、平成 21 年 7 月 28 日付け情報通信審議会答申「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」（一部答申）において、IP 電話端末設備が具備すべき機能等に関する技術的条件が示された。本件は、当該内容に係る以下の事項について、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）の改正等を行う。

## II. 改正の概要

### 1. IP 電話端末に係る新たな技術基準の整備

0AB～J 番号を使用する IP 電話（以下「IP 電話」という。）は、アナログ電話や携帯電話に並ぶ主要な電話サービスへと発展している。しかしながら、電気通信回線設備の一端に接続される端末設備に係る技術基準を定める端末設備等規則においては、現在、IP 電話端末は、電話端末ではなくデータ通信端末とされており、電話として必要な機能が制度上担保されていない。このため、利用者やネットワーク保護等の観点から、電話として必要な機能を満たすとともに、IP 電話特有の課題にも対応するよう、以下のとおり技術基準の整備を行う。【端末設備等規第 4 章第 3 節の新設】

#### (1) 基本的機能

他の電話端末等と同様の観点から、基本的機能として、発信、応答、通信の終了の際の機能を定める。

#### (2) 発信の機能

自動発信機能がある場合に、長時間の回線捕捉や多数回の再発信を抑制するため、アナログ電話端末や ISDN 端末と同様の条件を定める。

#### (3) 識別情報登録

停電、ネットワーク障害など大規模な通信障害から復旧する場合、各端末から一斉に登録を行うことで、ネットワーク設備がそれら登録要求を処理しきれず、ネットワークがふくそう状態となり電話サービスが利用できないことが想定される。このため、このようなネットワークのふくそうを抑止するための条件を定める。

#### (4) ふくそう通知機能

ネットワークにふくそうが発生し、電話をかけることができない状況にあっては、利用者（発信者）が再発信を試みることで、ふくそうをより助長させる可能性がある。このため、ネットワークからふくそうである旨の信号を端末が受けた場合に、発信者にその旨明確に通知する機能を定める。

(5) 緊急通報機能

緊急通報については、IP 電話においても重要な機能であることから、端末設備側でも所要の機能を具備する必要がある。このため、通話に用いる端末については、緊急通報を発信する機能を定める。

(6) 電氣的条件等

事業用電気通信回線設備の損傷を防止するため、ISDN 端末等と同様に、最大送出電圧等の条件を定める。

(7) アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

機械音声等において通信信号等の送出電力を高くすることが可能であるため、漏話等を防止するため、ISDN 端末等と同様に最大送出電力の条件を定める。

2. IP 電話端末等からの緊急通報発信を担保するための技術基準の整備

電気通信端末の多様化や国際化の流れのもと、一部の電話端末において緊急通報が発信できない不具合が生じたことから、同様の事例の再発を防ぐため、端末設備等規則において、IP 電話だけでなく、アナログ電話端末、ISDN 端末及び移動電話端末のうち通話の用に供する端末に対し、緊急通報を発信する機能を定める。

【端末設備等規則第 12 条の 2、第 28 条の 2、第 32 条の 6 及び第 34 条の 4 の新設】

3. IP 電話端末に係る技術基準適合認定等の整備

1 の IP 電話端末に係る技術基準の改正にあわせ、IP 電話端末を技術基準適合認定等の対象として追加し、端末機器の種類の記事として「E」を新たに設ける。

【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条及び様式第 7 号の一部改正】

4. 経過措置

(1) 改正前の端末設備の取扱い

改正前の技術基準に適合する端末設備であって、施行前に技術基準適合認定、設計認証若しくは端末設備の接続の検査を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準は、改正前の技術基準を適用することができることとした。

(2) 改正後の技術基準の適用

改正後の技術基準への移行期間として、施行後 1 年間は改正前の技術基準を適用することができることとした。また、IP 電話端末の技術基準のうち、1(3)の識別情報登録及び 1(4)のふくそう通知機能については、当該条件に対応した機器の開発期間として、施行後 2 年の移行期間を設けることとした。

(3) 経過措置の期間中における技術基準適合認定等

1 及び 2 の技術基準の改正後においても、施行後 1 年間は改正前の技術基準適合認定等の手続により、技術基準適合認定若しくは設計認証を受け又は技術基準適合自己確認の届出を行うことができることとした。この場合、IP 電話端末については、専用通信回線設備等端末として技術基準適合認定等を行うこととなる。

Ⅲ. スケジュール

平成 22 年 10 月 25 日 公布

平成 23 年 4 月 1 日 施行